

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
茨城県, 笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	笠間市	<p>○笠間焼の国内外におけるブランド化と、陶芸を核とした地域産業の活性化及び国際交流の推進として、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。</p> <p>ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備 ・大学校では、国際的な公募展でグランプリを受賞するなど、第一線で活躍する陶芸作家を特任教授として招聘し、従来の人材育成体制を一新。 ・これにより、産地笠間の将来を担い、世界に羽ばたける人材を輩出するとともに、笠間焼の技術力や芸術性・デザイン性の向上、ブランド化が期待できる。</p>	<p>ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備 ・大学校では、国際的な公募展でグランプリを受賞するなど、第一線で活躍する陶芸作家を特任教授として招聘し、従来の人材育成体制を一新。 ・これにより、産地笠間の将来を担い、世界に羽ばたける人材を輩出するとともに、笠間焼の技術力や芸術性・デザイン性の向上、ブランド化が期待できる。</p>	<p>・大学校では少数精鋭によるきめ細やかな個別指導と自由度の高いカリキュラムを実施。 ・学生の希望に応じ、大学への編入など各方面への進路の確保と公的な資格の付与を図るため専修学校とする必要があるが、定員が20名であるため認められない。</p>	<p>・学校教育法</p>	<p>学校教育法第二百二十四条の三 「教育を受ける者が常時四十人以上であること。」を「教育を受ける者が常時二十人以上であること。」に緩和</p>
			<p>イ 海外からの陶芸人材の受入れによる笠間焼の国際化 ・笠間市はH27年4月にタイのメーファールアン財団と「陶芸における協力関係強化に関する覚書」締結。今後、タイをはじめ広く海外の陶芸産地との人的交流と笠間焼の国際的な認知度向上を図る。</p>	<p>イ 海外からの陶芸人材の受入れによる笠間焼の国際化 ・陶芸技術の習得や交流を目的に海外から人材を受け入れることにより、海外での笠間焼の普及や国際的なブランド化、我が国の伝統工芸を代表する陶芸製品の海外販路の拡大が期待できる。 ・高度人材(著名な陶芸家等)の笠間での陶芸活動が活発になり、産地の更なるレベルアップが期待できる。</p>	<p>今後、海外との人材交流が活発になることにより、受け入れる外国人の活動形態に応じた在留資格の付与が課題となっている。</p>	<p>出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2</p>	<p>外国人技能実習制度を緩和し、陶芸に関する技能実習期間を延長する。 具体的には、技能実習1号(1年間)を終了後、陶芸大学校が独自に実施する検定試験に合格することにより、在留資格を技能実習2号に変更し、更に4年間の実習を可能とする。</p>
			<p>ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実 ・笠間では、7日間で約50万人が来場する陶器市「陶炎祭」をはじめとする陶芸関連イベントが多数開催。 ・今後、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。</p> <p>【「陶芸民宿」及び宿泊サービスの一環で行う送迎運送の内容】 ・主に以下の2つのケースを想定し、窯元(かまもと、陶磁器製造事業者)の空き部屋に旅行者を宿泊させ、窯元と公共交通機関の最寄駅)の間の送迎を窯元が所有する自家用車で行う予定。 ケース①:大規模イベント開催時の宿泊(施設不足の解消) ケース②:陶芸体験等を提供するとともに、宿泊させる。</p>	<p>ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実 ・「農家民宿」をモデルとした「陶芸民宿」の開業を促進することにより、国内外からの陶芸体験(交流)ツーリズム及び大規模イベント開催期間を中心とした観光客の滞留期間の増が図られ、地域経済の発展が期待できる。</p>	<p>・今後、海外との人材交流が活発になることにより、受け入れる外国人の活動形態に応じた在留資格の付与が課題となっている。</p>	<p>・出入国管理及び難民認定法第七条 ・出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成二年五月二十四日法務省告示第百三十一号)</p>	<p>在留資格「特定活動」を拡充し、海外の陶芸家が笠間の窯元で働きながら陶芸を学ぶことを可能とする。 (在留資格「芸術」においては、収入を伴う芸術上の活動が認められているところであるが、本提案は、海外で活動実績ある陶芸家が笠間の窯元との雇用契約に基づき生産活動に従事しながら陶芸に関する高度な技術の習得等を図ることを可能とするため、在留資格「特定活動」を拡充したいもの。) ・具体的には、総合特区制度における特例措置「特定伝統料理海外普及事業」における在留資格の取扱を陶芸分野に適用する。</p>
			<p>【「陶芸民宿」及び宿泊サービスの一環で行う送迎運送の内容】 ・主に以下の2つのケースを想定し、窯元(かまもと、陶磁器製造事業者)の空き部屋に旅行者を宿泊させ、窯元と公共交通機関の最寄駅)の間の送迎を窯元が所有する自家用車で行う予定。 ケース①:大規模イベント開催時の宿泊(施設不足の解消) ケース②:陶芸体験等を提供するとともに、宿泊させる。</p>	<p>ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実 ・「農家民宿」をモデルとした「陶芸民宿」の開業を促進することにより、国内外からの陶芸体験(交流)ツーリズム及び大規模イベント開催期間を中心とした観光客の滞留期間の増が図られ、地域経済の発展が期待できる。</p>	<p>・農家民宿制度における誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の規制緩和は、陶芸分野における「窯元」での陶芸体験・宿泊については認められていない。</p>	<p>・「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年1月19日消防予第17号)</p>	<p>農山漁村余暇法に基づく「農家民宿」に係る消防法令において認められる誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の特例措置を陶芸分野に適用する。</p>

提案主体の氏名 又は団体名	提案名	事業の 実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される 経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難と させている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
茨城県, 笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	笠間市	<p>(前ページと同内容) ○笠間焼の国内外におけるブランド化と、陶芸を核とした地域産業の活性化及び国際交流の推進として、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。</p> <p>ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備 ・H28年4月に「茨城県立笠間陶芸大学校」を開校予定。陶芸に関する専門的な知識及び技術を有する人材を育成し、笠間から現代陶芸をリードし、世界に羽ばたける人材を輩出する。</p> <p>イ 海外からの陶芸人材の受け入れによる笠間焼の国際化 ・笠間市はH27年4月にタイのメーファールアン財団と「陶芸における協力関係強化に関する覚書」締結。今後、タイをはじめ広く海外の陶芸産地との人的交流と笠間焼の国際的な認知度向上を図る。</p> <p>ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実 ・笠間では、7日間で約50万人が来場する陶器市「陶炎祭」をはじめとする陶芸関連イベントが多数開催。 ・今後、東京オリンピックの開催も見据え、「陶芸民宿」の開業などにより陶芸体験型ツーリズムを推進し、国際観光客増加を図る。</p> <p>【「陶芸民宿」及び宿泊サービスの一環で行う送迎運送の内容】 ・主に以下の2つのケースを想定し、窯元(かまもと、陶磁器製造事業者)の空き部屋に旅行者を宿泊させ、窯元と公共交通機関の最寄駅)の間の送迎を窯元が所有する自家用車で行う予定。 ケース①:大規模イベント開催時の宿泊(施設不足の解消) ケース②:陶芸体験等を提供するとともに、宿泊させる。</p>	<p>(前ページと同内容) ア 笠間陶芸大学校における高度人材育成のための環境整備 ・大学校では、国際的な公募展でグランプリを受賞するなど、第一線で活躍する陶芸作家を特任教授として招聘し、従来の人材育成体制を一新。 ・これにより、産地笠間の将来を担い、世界に羽ばたける人材を輩出するとともに、笠間焼の技術力や芸術性・デザイン性の向上、ブランド化が期待できる。</p> <p>イ 海外からの陶芸人材の受け入れによる笠間焼の国際化 ・陶芸技術の習得や交流を目的に海外から人材を受け入れることにより、海外での笠間焼の普及や国際的なブランド化、我が国の伝統工芸を代表する陶芸製品の海外販路の拡大が期待できる。 ・高度人材(著名な陶芸家等)の笠間での陶芸活動が活発になり、産地の更なるレベルアップが期待できる。</p> <p>ウ 笠間陶芸産地における国際観光・交流人口の拡大に向けた陶芸体験・宿泊施設の充実 ・「農家民宿」をモデルとした「陶芸民宿」の開業を促進することにより、国内外からの陶芸体験(交流)ツーリズム及び大規模イベント開催期間を中心とした観光客の滞留期間の増が図られ、地域経済の発展が期待できる。</p>	<p>・農家民宿制度における各種の規制緩和は、陶芸分野における「窯元」での陶芸体験・宿泊については認められていない。</p> <p>「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日付国自旅第239号)において、送迎の主体が「ホテル、旅館、農家民宿等」と記載されているところであり、本提案において送迎を行う「陶芸民宿」がこれに含まれるか不明。</p> <p>・本提案における「陶芸民宿」は、建築基準法上「旅館」に該当するため、防火上必要な間仕切壁や非常用照明装置の設置が必要。 ・また、住宅の一部を用途変更するための建築確認が必要。</p>	<p>・旅館業法施行規則第5条</p> <p>道路運送法第4条 「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」(平成23年3月31日付国自旅第239号)</p> <p>建築基準法第87条 建築基準法施行規則第3条の2 建築基準法第35条の2 建築基準法施行令第128条の4、第129条 「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(平成17年年1月17日国住指第2496号)</p>	<p>農山漁村余暇法に基づく「農家民宿」に係る関係法令において認められる特例措置を陶芸分野に適用する。</p> <p>「陶芸民宿」が宿泊サービスの一環で行う以下の送迎運送を可能とし、通知等において道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しないものとして明確化されたい。</p> <p>【具体的な内容】 ①実施主体:陶芸民宿を開業する窯元(陶磁器製造事業者) ②旅客対象:宿泊客のみ(宿泊サービスの一環として行う。) ③送迎の範囲:窯元と公共交通機関の最寄駅)の間を想定。周辺観光地は含まない。 ④運送料金:無償 ⑤送迎車の所有・車種:窯元(法人・個人)が所有する乗用車(5～7人乗りのセダン・ミニバン等)の使用を想定 ⑥自家用有償旅客運送事業として実施するか:無償のため当該事業に該当しないと考える。</p> <p>「農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて」(平成17年年1月17日国住指第2496号)において、農林漁業者が営む農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業として住宅の一部を利用する場合、客室床面積33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上「住宅」として扱う旨の通知がなされているところ。 本提案における「陶芸民宿」(宿泊とともに陶芸体験等のサービスを提供する窯元等)について、農家民宿と同様に建築基準法上の「旅館」と扱わないこととする。</p>